

(注 記)

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上することとしているが、当期において該当する未収入金はない。

退職給与引当金

大学については、期末要支給額 185,890,647円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

高等学校以下の学校については、期末要支給額 587,527,824円は、私学退職金財団よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

所有権移転外ファイナンスリース・リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

預り金その他の経過項目に係る収支の表示方法

預り金、仮払金、立替金に係る収入と支出は、相殺して表示している。

教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は、総額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

該当なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

4,416,516,221 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

なし

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

70,000,000 円

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

(単位 円)

種類	当年度(平成21年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	449,618,500	453,275,000	3,656,500
(うち満期保有目的の債券)	(449,618,500)	(453,275,000)	(3,656,500)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	4,244,722,000	3,894,750,000	△ 349,972,000
(うち満期保有目的の債券)	(4,244,722,000)	(3,894,750,000)	(△ 349,972,000)
合 計	4,694,340,500	4,348,025,000	△ 346,315,500
(うち満期保有目的の債券)	(4,694,340,500)	(4,348,025,000)	(△ 346,315,500)

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リースは次のとおりである。

[リース資産の種類]	[リース料総額]	[未経過リース料期末残高]
教育研究用機器備品	116,871,929 円	58,037,437 円
その他の機器備品	5,620,858 円	2,328,101 円
コンピュータ等経費処理	6,592,320 円	1,867,824 円